

表17 公共用水域の底質測定結果

(令和元年度)

	測定地点	採取年月日	外観	一般項目				健康			項目			特殊項目				その他の項目		
				COD (mg/g)	強熱減量 (%)	カドミウム (mg/kg)	鉛 (mg/kg)	砒素 (mg/kg)	総水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	銅 (mg/kg)	亜鉛 (mg/kg)	総クロム (mg/kg)	硫化物 (mg/g)	総窒素 (mg/g)	総磷 (mg/g)				
岩木川	十三湖 1. 中央	R1.8.1	シルト	22	8.3	0.60	35	10	0.13	<0.01	28	180	61	1.0	1.2	0.66				
	川沖 館橋	R1.8.1	泥・砂	32	10	0.4	26	23	0.09	<0.01	39	270	30	0.34	2.3	1.8				
	川石 森橋	R1.8.5	泥	17	12	0.2	30	54	0.14	<0.01	42	140	61	0.46	2.4	1.4				
	川下 北橋	R1.7.3	砂	5.8	3.0	<0.1	5	1.8	0.03	<0.01	13	64	53	0.15	0.14	0.24				
	川大 橋	R1.7.3	砂・泥	13	5.0	0.1	7	2.6	0.05	<0.01	8	69	44	0.11	0.35	0.37				
	川湊 橋	R1.7.9	泥	8.7	3.0	<0.1	6	<0.5	0.03	<0.01	18	160	80	0.07	0.62	0.48				
	沼中 中央	R1.8.5	泥	110	25	0.4	15	6.1	0.12	<0.01	9	62	65	0.086	7.8	0.43				
	沼中 中央	R1.8.5	泥	110	20	0.3	12	4.2	0.13	<0.01	11	100	65	0.25	7.2	0.59				
	湖 G 中央	R1.8.5	シルト・砂	94	14	1.5	26	16	0.11	<0.01	-	310	-	1.2	5.4	0.76				
	沼中 中央	R1.8.5	泥	160	25	0.3	11	11	0.10	<0.01	19	90	72	7.1	9.4	0.67				
姉沼	沼中 中央	R1.8.5	泥	71	20	0.2	18	8.0	0.12	<0.01	22	160	56	0.57	4.5	1.2				
	St. 1 休屋前面	R1.7.8	泥	25	17	13	200	55	0.30	<0.01	150	1200	<10	0.33	3.9	0.33				
	St. 9 子ノ口前面	R1.7.8	泥	12	17	2.7	610	73	0.45	<0.01	140	820	<10	0.11	1.5	0.50				
	St. 1 青森港(西)	R1.8.5	砂・泥	12	5.7	0.1	22	7.1	0.04	<0.01	38	100	51	0.14	1.3	0.42				
	St. 2 青森港(東)	R1.8.5	泥・砂	24	8.4	0.5	67	19	0.31	<0.01	88	220	61	0.12	2.0	0.74				
	St. 3 堤川 1km 沖	R1.8.5	泥	32	12	0.2	31	29	0.20	<0.01	50	130	68	0.60	2.5	1.1				
	St. 10 野辺地港中央	R1.8.27	砂	3.0	2.0	<0.1	3	11	0.01	<0.01	2	17	<10	0.071	0.25	0.22				
	St. 14 大湊港(芦崎)	R1.8.27	泥	16	12	0.1	24	21	0.23	<0.01	22	79	18	0.31	1.9	0.38				
	St. 15 大湊港(田名部川河口)	R1.8.27	泥	10	14	0.1	20	22	0.13	<0.01	19	75	19	0.20	1.6	0.50				
	陸奥湾	鷹架沼 St. 3	R1.8.5	泥	96	18	0.3	11	5.2	0.06	<0.01	12	76	45	0.90	5.1	0.31			
尾駱沼 St. 2		R1.8.5	泥	50	12	0.2	10	6.9	0.04	<0.01	9	51	98	0.84	2.7	0.25				
St. 1 第一工業港		R1.8.7	泥	40	13	3.4	22	10	0.19	<0.01	70	180	150	0.58	3.3	1.3				
St. 2 第一工業港		R1.8.7	泥	33	11	4.1	60	14	0.57	<0.01	340	420	220	1.7	3.2	1.2				
St. 6 第三工業港		R1.8.7	泥	31	9.9	3.4	14	18	0.18	<0.01	40	110	50	1.6	2.9	0.92				
St. 7 第二工業港		R1.8.7	泥	24	8.8	3.0	56	10	0.22	<0.01	38	210	47	0.46	2.1	0.72				
St. 8 第二工業港		R1.8.7	泥	20	7.6	3.4	120	12	0.21	<0.01	58	370	75	0.79	2.3	0.58				

注:濃度は全て乾泥あたり
資料:環境保全課

表 18 地下水質調査結果総括表

(令和元年度)

項目	区分	概況調査		汚染井戸 周辺地区調査		継続監視調査	
		調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数	調査 井戸数	検出 井戸数
カドミウム		19	0	0	0	0	0
全シアン		19	0	0	0	0	0
鉛		19	3(0)	16	7(0)	10	4(2)
六価クロム		19	0	0	0	0	0
砒素		19	5(0)	18	10(0)	30	27(10)
総水銀		19	0	0	0	0	0
アルキル水銀		4	0	0	0	0	0
P C B		19	0	0	0	0	0
ジクロロメタン		19	0	0	0	2	0
四塩化炭素		19	0	3	0	3	2(0)
クロロエチレン(別名塩化ビニル 又は塩化ビニルモノマー)		19	0	0	0	5	0
1,2-ジクロロエタン		19	0	0	0	3	0
1,1-ジクロロエチレン		19	0	0	0	5	0
1,2-ジクロロエチレン		19	0	0	0	5	0
1,1,1-トリクロロエタン		19	0	0	0	3	0
1,1,2-トリクロロエタン		19	0	0	0	3	0
トリクロロエチレン		19	0	0	0	5	0
テトラクロロエチレン		19	0	0	0	5	3(0)
1,3-ジクロロプロペン		19	0	0	0	0	0
チウラム		19	0	0	0	0	0
シマジン		19	0	0	0	0	0
チオベンカルブ		19	0	0	0	0	0
ベンゼン		19	0	0	0	0	0
セレン		19	0	0	0	0	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		19	16(0)	6	6(1)	43	43(21)
ふっ素		19	3(0)	0	0	18	18(11)
ほう素		19	6(0)	5	2(1)	7	7(5)
1,4-ジオキサン		19	0	0	0	0	0
実質井戸数		19	19(0)	39	24(2)	108	98(46)

(注) () 内の数値は、環境基準値を超過した井戸の数
資料：県環境保全課

表 19 県内から選定された「名水百選」(昭和 59 年度環境庁選定)

名称	所在地	水の形態	概要
富田の清水	弘前市大字紙漣町	湧水	弘前市の中央、紙漣町、吉野町一帯は、湧水が豊かなところ。文化幼稚園と稲荷神社近くの清水は、今でも市民に公共的に使われている。これらを総称し、旧富田村にちなんで「トミタのシツコ」と呼ばれている。
渾神の清水	平川市唐竹	湧水	平賀駅から山間部へ登る中途に渾神の清水がある。道端に面して、小さな鳥居と祠があり、その下より清水が湧き出しており、「霊泉」の碑がまつてある。

表 20 県内から選定された「平成の名水百選」(平成 20 年度環境省選定)

名称	所在地	水の形態	概要
ぬま 沼袋の清水	十和田市大字赤沼	湧水	青森県の中央にそびえる八甲田山系に降った雨や雪は地下水となり、長い年月をかけて流れ下り、十和田市の赤沼地区に湧き出している。地元では沼袋の水と呼ばれ、十和田市と地元団体が管理する名水公園内にあり、同じ敷地内にある神社は、古くから地元の人々の信仰の場所となっている。名水公園に隣接して養魚場があり、湧水を使用して虹鱒や鯉を養殖している。
わき 沸壺池の清水	深浦町大字松神	湧水	津軽国定公園十二湖地内にある「沸壺の池」付近から湧き出ているもので、十二湖散策で歩き疲れた体には格別の味として好評である。世界自然遺産「白神山地」に隣接した場所にあるため、ブナ原生林に囲まれた雄大な自然の中で味わうことができる。
わき 湧 つ ぼ	中泊町大字大沢	湧水	大沢内ため池の湧つぼは、芦野池沼群県立自然公園に湧き出る清水で無味無臭の名水として、地域住民に称賛されている湧つぼである。古来より津軽平野の稲作や地域住民の飲料水として利用され、地元の名水湧きつぼ保存会は社を建立して湧きつぼを祭るなど、地域にも親しまれている。

表 21 水浴場の判定基準

区分		ふん便性大腸菌群数	油膜の有無	C O D	透明度
適	水質 A A	不検出 (検出限界 2 個/100mL)	油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼は 3 mg/L以下)	全透 (または 1 m 以上)
	水質 A	100 個/100mL 以下	油膜が認められない	2 mg/L以下 (湖沼は 3 mg/L以下)	全透 (または 1 m 以上)
可	水質 B	400 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	5 mg/L以下	1 m 未満～50cm 以上
	水質 C	1,000 個/100mL 以下	常時は油膜が認められない	8 mg/L以下	1 m 未満～50cm 以上
不適		1,000 個/100mL 超	常時油膜が認められる	8 mg/L 超	50cm 未満*

- (注) 1 判定は、同一水浴場に関して得た測定値の平均による。
 2 「不検出」とは、平均値が検出限界未満のことをいう。
 3 C O D の測定は、日本産業規格 K0102 の 17 に定める方法 (酸性法) による。
 4 透明度 (* の部分) に関して、砂の巻き上げによる原因は評価の対象外とすることができる。

表22 水浴場水質調査結果

(令和元年度)

海(湖)水浴場名 (市町村)	調査項目	ふん便性大腸菌群数 (個/100mL)		COD (mg/L)		pH		透明度 (m)	油膜 の有無	O-157	判定		
		最小値	～ 最大値	平均値	最小値	～ 最大値	平均値	最小				最大	平均値
合 浦 (青森市)	開設前	<2	～ <2	<2	1.5	～ 2.9	2.2	7.4	7.8	>1	なし	不検出	水質B
	開設中	<2	～ 4	2	1.6	～ 2.2	1.9	8.0	8.3	>1	なし	不検出	水質A
鱒ヶ沢 (鱒ヶ沢町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.4	～ 1.6	1.5	7.9	8.2	>1	なし	-	水質AA
十符ヶ浦 (野辺地町)	開設前	<2	～ 2	<2	1.3	～ 2.1	1.7	7.9	8.2	>1	なし	-	水質AA
小川原湖 (三沢市)	開設前	<2	～ 360	120	2.9	～ 5.8	3.8	7.5	8.3	>1	なし	-	水質B
八戸市白浜 (八戸市)	開設前	<2	～ <2	<2	1.3	～ 1.7	1.5	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～ 6	3	1.6	～ 2.0	1.8	8.1	8.1	>1	なし	不検出	水質A
椿 (平内町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.2	～ 1.6	1.4	8.0	8.1	>1	なし	-	水質AA
観瀾山公園 (外ヶ浜町)	開設前	<2	～ 2	<2	1.1	～ 2.2	1.6	8.0	8.4	>1	なし	-	水質AA
玉松 (蓬田村)	開設前	<2	～ 2	<2	1.2	～ 3.3	2.1	8.0	8.1	0.9	なし	-	水質B
平館 (外ヶ浜町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.0	～ 2.3	1.5	7.8	8.1	>1	なし	-	水質AA
出来島 (つがる市)	開設前	<2	～ 2	<2	1.3	～ 1.5	1.4	8.0	8.1	>1	なし	-	水質AA
岡崎海岸 (深浦町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.1	～ 1.6	1.4	8.1	8.6	>1	なし	-	水質AA
千畳敷海岸 (深浦町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.3	～ 2.4	1.7	8.3	8.5	>1	なし	-	水質AA
大間越海岸 (深浦町)	開設前	<2	～ <2	<2	1.4	～ 1.9	1.7	8.2	8.3	>1	なし	-	水質AA
新設鱒ヶ沢 (鱒ヶ沢町)	開設前	<2	～ <2	<2	2.0	～ 2.6	2.3	8.2	8.2	>1	なし	-	水質B
砂浜海岸 (横浜町)	開設前	<2	～ 16	8	1.6	～ 2.2	1.9	7.7	8.1	0.9	なし	-	水質B
わかさぎ公園浜台 (東北町)	開設前	<2	～ <2	<2	2.8	～ 3.2	3.0	7.8	8.3	>1	なし	-	水質AA
八戸市蕪島 (八戸市)	開設前	2	～ 64	21	1.7	～ 2.2	1.9	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質A
	開設中	<2	～ 18	6	1.8	～ 4.3	2.8	8.1	8.3	>1	なし	不検出	水質B
小川原湖公園 (東北町)	開設前	<2	～ <2	<2	2.8	～ 3.3	3.1	7.6	8.4	>1	なし	-	水質B
サンセットビーチあさむし (青森市)	開設前	<2	～ <2	<2	1.6	～ 1.7	1.7	8.0	8.1	>1	なし	不検出	水質AA
	開設中	<2	～ 2	<2	1.9	～ 2.1	2.0	8.0	8.2	>1	なし	不検出	水質AA
三沢ビードルビーチ (三沢市)	開設前	<2	～ <2	<2	1.3	～ 1.8	1.5	8.0	8.1	>1	なし	-	水質AA
折腰内 (中泊町)	開設前	<2	～ 20	3	1.2	～ 1.6	1.4	8.1	8.2	>1	なし	-	水質A
マガアビーチ (つがる市)	開設前	<2	～ 2	<2	1.3	～ 1.6	1.4	8.0	8.1	>1	なし	-	水質AA
かわうち・まりん・びーち (むつ市)	開設前	<2	～ <2	<2	1.4	～ 1.9	1.6	7.8	8.2	>1	なし	-	水質AA

資料：県環境保全課

表 23 県内から選定された水浴場

選定区分	名称	所在地	概要
日本の水浴場 55 選 〔平成 10 年 3 月〕 〔環境庁選定〕	せんじょうじきかいすいよくじょう 千畳敷海水浴場	深浦町	寛政の大地震で海底地盤が隆起してできた大きな畳のような岩礁からなる特徴的な景観を有する水浴場であり、景勝地である千畳敷の造形美を楽しみながら遊泳できる、自然環境や景観に優れている水浴場である。
日本の水浴場 88 選 〔平成 13 年 3 月〕 〔環境省選定〕	おかざきかいがんかいすいよくじょう 岡崎海岸海水浴場	深浦町	海水浴場周辺の波は穏やかで、「日本の渚百選」にも選定されており、夕陽展望所、海洋性のウォータースライダー、天然海水プールなども併設されている優れた海水浴場である。
快水浴場百選 〔平成 18 年 5 月〕 〔環境省選定〕	はちのへししらはまかいすいよくじょう 八戸市白浜海水浴場	八戸市	全国的にも貴重な鳴き砂の浜である。種差海岸遊歩道（延長 5.2km）の中間地点に位置し、無料シャワー室も設置されているため、景勝地を散策しながらハイキング感覚で海水浴も楽しめる。また、安全対策のために監視船も配備されている。

表 24 排水に係る基準

特定事業場から排出される排水については、一律に次の基準が適用されます。

ただし、生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排水の量が 50m³以上である特定事業場からの排水についてのみ適用されます。

1 有害物質

排水基準を定める省令（昭和 46 年総理府令第 35 号）別表第 1

（令和 2 年 3 月 31 日現在）

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.03 mg/L
シアン化合物	シアン 1 mg/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルメチン及び EPN に限る。)	1 mg/L
鉛及びその化合物	鉛 0.1 mg/L
六価クロム化合物	六価クロム 0.5 mg/L
砒素及びその化合物	砒素 0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀 0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	セレン 0.1 mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ほう素 10 mg/L
	海域に排出する場合 ほう素 230 mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外に排出する場合 ふっ素 8 mg/L
	海域に排出する場合 ふっ素 15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L

(注) 1 「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施

行の一部を改正する政令（昭和 49 年政令第 363 号）の施行（昭和 49 年 12 月 1 日）の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

2 生活環境項目

排水基準を定める省令(昭和46年総理府令第35号)別表第2

(令和2年3月31日現在)

項目	許容限度
水素イオン濃度(pH)	5.8~8.6 (ただし海域は5.0~9.0)
生物学的酸素要求量(BOD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)	160mg/L (日間平均120mg/L)
浮遊物質(SS)	200mg/L (日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	30mg/L
フェノール類含有量	5mg/L
銅含有量	3mg/L
亜鉛含有量	2mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2mg/L
大腸菌群数	(日間平均3,000個/cm ³)
窒素含有量	120mg/L (日間平均60mg/L)
燐含有量	16mg/L (日間平均8mg/L)

- (注) 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行(昭和49年12月1日)の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

- 5 生物学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。
 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。
 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

表25 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出事業場数

(令和2年3月31日現在)

区分			水質汚濁防止法 特定事業場数		青森県 公害防止条例 汚水関係 工場数	
市	1	青森市	532	6		
	2	弘前市	520	7		
	3	八戸市	324	9		
	4	黒石市	148	0		
	5	五所川原市	256	1		
	6	十三和田市	506	3		
	7	三沢市	80	1		
	8	むつ市	263	0		
	9	つがる市	209	0		
	10	平川市	171	1		
	小計			3,009	28	
	東津軽郡	11	平内町	36	0	
		12	今別町	10	1	
		13	蓬田村	4	0	
14		外ヶ浜町	24	0		
小計			74	1		
西津軽郡	15	鱒ヶ沢町	80	0		
	16	深浦町	108	0		
小計			188	0		
中津軽郡	17	西目屋村	13	0		
小計			13	0		
南津軽郡	18	藤崎町	88	0		
	19	大鰐町	91	1		
	20	田舎館村	43	0		
	小計			222	1	

区分			水質汚濁防止法 特定事業場数		青森県 公害防止条例 汚水関係 工場数	
北津軽郡	21	板柳町	39	0		
	22	鶴田町	88	0		
	23	中泊町	65	0		
小計			192	0		
上北郡	24	野辺地町	47	0		
	25	七戸町	84	1		
	26	六戸町	49	0		
	27	横浜町	30	0		
	28	東北町	146	0		
	29	六ヶ所村	81	0		
	30	おいらせ町	64	1		
小計			501	2		
下北郡	31	大間町	30	0		
	32	東通村	44	0		
	33	風間浦村	26	0		
	34	佐井村	21	0		
小計			121	0		
三戸郡	35	三戸町	49	0		
	36	五戸町	65	0		
	37	田子町	45	0		
	38	南郷町	74	0		
	39	階上町	41	0		
	40	新郷村	29	0		
小計			303	0		
合計			4,623	32		

水質汚濁防止法		青森県公害防止条例	
特定事業場数	規制対象事業場数	汚水関係工場等数	規制対象事業場数
4,623	523	32	12

(注) 規制対象事業場数とは排水量1日当たり50立方メートル以上の事業場数及び排水量1日当たり50立方メートル未満で有害物質使用特定事業場数の合計数

資料：県環境保全課

表 26 水質汚濁防止法及び青森県公害防止条例に基づく届出受理件数

(令和元年度)

区分	管轄	設置届出	使用届出	構造等変更届出	氏名等変更届出	使用廃止届出	承届出	継届出	計
	青森市	10	0	2	19	5	1	37	
	八戸市	9	0	13	14	10	1	47	
	小計	59	0	36	94	44	8	241	
県公害防止条例	県	0	0	0	2	0	0	2	
	青森市	0	0	0	0	0	0	0	
	八戸市	0	0	0	0	0	0	0	
	小計	0	0	0	2	0	0	2	
計		59	0	36	96	44	8	243	

資料：県環境保全課

表 27 特定事業場の排水基準不適合に係る指導状況

(令和元年度)

特定施設番号	業種等	指導件数		
		県	青森市	八戸市
2	畜産食品製造業	2		
3	水産食品製造業	2	1	1
4	野菜及び果実を原料とする保存食品製造業	3		
66-3	旅館業	3	1	
71	自動式車両洗浄施設	1		
72	し尿処理施設	4	2	
	小計	15	4	1
	計	20		

資料：県環境保全課

表 28 下水道終末処理場整備状況

(令和2年4月1日)

管理者名	処理場名	処理能力(m ³ /日、日最大)		流入水量 m ³ /日 (日最大)	放流水域
		事業計画	現況		
青森県	岩木川浄化センター	97,300	99,000	94,030	岩木川水系平川
	馬淵川浄化センター	28,800	19,200	17,061	八戸第二工業港
	十和田湖浄化センター	4,850	4,850	1,013	奥入瀬川
青森市	八重田浄化センター	109,000	94,000	83,395	陸奥湾
	新田浄化センター	39,600	26,400	18,580	陸奥湾
弘前市	湯口浄化センター	1,100	1,100	843	岩木川水系棚内川
八戸市	東部終末処理場	60,100	50,300	44,788	八戸第一工業港
	是川住宅団地汚水処理場	2,210	2,210	825	新井田川
五所川原市	五所川原市浄化センター	19,943	13,290	11,890	岩木川水系旧十川
	相内地区浄化センター	700	700	134	相内川
十和田市	十和田下水処理場	17,790	17,790	12,780	奥入瀬川
	焼山浄化センター	628	628	138	奥入瀬川
三沢市	三沢市浄化センター	13,175	13,175	6,637	三沢川
むつ市	むつ下水浄化センター	3,470	1,735	1,125	新田名部川
	大畑浄化センター	2,400	1,200	538	農業用排水路
	川内町浄化センター	1,640	1,640	595	川内川
	脇野沢浄化センター	900	900	249	辰内川
つがる市	木造浄化センター	3,040	3,040	2,317	中の川排水路
	富瀧浄化センター	1,300	1,300	490	農業用排水路
平川市	碓ヶ関浄化センター	1,500	1,500	885	農業用排水路
平内町	平内浄化センター	2,000	1,000	373	小湊川
	平館浄化センター	1,100	1,100	250	陸奥湾
外ヶ浜町	三厩浄化センター	800	800	68	農業用排水路
	蟹田浄化センター	1,000	500	480	陸奥湾
	鱒ヶ沢浄化センター	2,480	1,250	610	中村川
深浦町	岩崎浄化センター	410	410	270	泥川
鶴田町	鶴田浄化センター	3,260	2,070	1,487	沼堰排水路
	七戸浄化センター	2,200	1,100	767	高瀬川
七戸町	天間林浄化センター	1,400	1,400	715	農業用排水路
	小松ヶ丘汚水処理場	1,000	1,000	998	姉沼川
東北町	東北町浄化センター	1,800	1,800	822	高瀬川
	上北中央環境センター	1,800	1,800	1,012	高瀬川
六ヶ所村	北部浄化センター	2,400	1,200	752	馬門川
	中部浄化センター	2,880	2,510	1,407	老部川
	南部浄化センター	1,100	1,010	649	農業用排水路
	西部浄化センター	590	540	513	平沼川
大間町	大間町浄化センター	2,000	2,000	752	大間川
東通村	東通村中地区浄化センター	620	620	572	田名部川
佐井村	佐井村浄化センター	650	650	131	大佐井川
三戸町	三戸浄化センター	2,200	1,400	700	現状水路
南部町	南部浄化センター	1,058	353	235	農業用排水路
	あかね汚水処理施設	400	900	364	農業用排水路
階上町	茨島浄化センター	1,275	1,275	547	野沢川
新郷村	戸来浄化センター	570	870	560	五戸川

資料：県都市計画課

表 29 青森県八戸工業用水道水質測定結果

(令和元年度)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
気 温 (°C)	平均	9.4	17.1	18.0	22.3	25.0	21.5	15.4	7.0	2.6	1.1	1.4	5.6	12.2
	最高	25.8	34.0	28.9	34.4	34.5	33.7	29.0	20.0	17.1	9.8	11.9	19.7	24.9
	最低	-2.0	3.2	10.5	13.2	16.7	10.2	3.7	-3.7	-6.0	-6.3	-11.1	-3.2	2.1
水 温 (°C)	平均	8.40	16.21	18.87	21.99	25.04	20.95	14.89	7.78	3.23	2.26	3.65	6.25	12.46
	最高	12.65	23.11	23.30	27.74	29.90	26.76	21.64	12.90	6.89	5.21	6.14	9.65	17.16
	最低	2.24	10.38	15.50	16.56	20.94	16.54	10.68	3.82	-0.05	0.54	0.19	3.70	8.42
P H	平均	7.3	7.1	7.1	7.1	7.3	7.3	7.2	7.2	7.4	7.4	7.3	7.2	7.2
	最高	7.4	7.3	7.4	7.4	8.1	7.8	7.9	7.4	7.6	7.6	7.5	7.5	7.6
	最低	7.1	6.6	6.7	6.9	6.8	7.0	6.6	6.9	7.2	7.2	7.2	6.9	6.9
濁 度 (ppm)	平均	11.3	7.9	8.7	7.2	8.3	5.2	20.4	4.4	4.1	10.0	11.7	15.9	9.6
	最高	55.5	35.4	96.3	43.5	68.9	18.0	310.5	11.1	15.9	124.2	36.1	110.8	77.2
	最低	4.5	2.3	1.2	3.5	3.5	2.7	3.2	2.1	2.2	2.2	3.8	3.5	2.9
酸消費量 (mg/l)	24	25	38	36	47	47	46	36	34	34	32	32	36	
全硬度 (mg/l)	33	30	44	38	51	51	44	44	40	43	41	41	42	
全蒸発残留物 (mg/l)	100	80	120	100	120	140	140	100	170	160	150	140	127	
塩化物イオン (mg/l)	9	7	10	9	12	10	11	9	9	11	12	11	10	
鉄 (mg/l)	0.5	0.4	0.3	0.4	0.3	0.5	0.3	0.5	0.2	1.3	0.5	0.4	0.5	

(注) 1 気温・水温・PH・濁度…月平均

2 その他の項目…月1回測定

資料：県整備企画課

5 自然保護

表30 県自然環境保全地域等指定状況

区分	名称	面積	所在地	指 定 年月日	概 要	
県自然環境保全地域	然ヶ岳県自然環境保全地域	223.98 ha	鯉ヶ沢町	51年 10月14日	ブナ・キタゴヨウ・ケヤキ等からなる優れた自然林と北方系の貴重な植物生育地	
	丸屋形岳県自然環境保全地域	152.57	外ヶ浜町	53年 3月4日	極相に近い裏日本の典型的なブナ林と「さい沼」のクロサンショウウオ、モリアオガエル等の生息地	
	屏風岩県自然環境保全地域	12.61	弘前市	53年 3月4日	露岩が屹立する特異な屏風岩の地形と、北方系の貴重な植物生息地	
	座頭石県自然環境保全地域	4.47	弘前市	53年 3月4日	古生代の岩からなる特異な岩壁地形と、アカマツの自然林	
	戸来岳県自然環境保全地域	194.99	新郷村	54年 3月20日	自生するイチイの矮生林は学術的に貴重で、その群落規模は、コメツツジとともに本県では希少	
	猿ヶ森県自然環境保全地域	3.52	東通村	54年 3月20日	クロマツ海岸砂防林の中に、百数十本のヒバ(ヒノキアスナロ)の埋没林が出現している特異な自然現象地	
	燧岳県自然環境保全地域	225.57	むつ市・ つ間浦村	55年 3月31日	大部分がミズナラ・ブナクラス域で、標高750m以上に亜高山帯植生が見られ、また学術的価値の高い自然環境地	
	尾太岳県自然環境保全地域	271.28	西目屋村	55年 3月31日	大部分がブナ林で極相を示している優れた天然林	
	9地域 ha 1,230.17	四ツ滝山県自然環境保全地域	141.18	五所川原市・ 外ヶ浜町・ 中泊町	55年 3月31日	ブナ林でおおわれた良好な自然環境地で、学術的評価の高い地域
規制地域 4地域 ha 1,106.45	白萩平県開発規制地域	361.21	田子町	50年 7月12日	シラスでできた台地で、広い草地とブナ・ミズナラ林等からなる良好な自然環境地	
	長野平県開発規制地域	341.24	田子町	51年 3月13日	十和田火山噴出物でできた台地で、広い草地とブナ・シラカバ林等からなる良好な自然環境地	
	鷹森山県開発規制地域	197.00	青森市	52年 10月8日	シラスで出来た丘陵地で、クリ・コナラ林、スギ・カラマツ人工林等からなる良好な自然環境地	
	雲谷沢県開発規制地域	207.00	青森市	52年 10月8日	八甲田山麓で青森市の水源地に当たり、ブナ、ミズナラ林等からなる良好な自然環境地	
県緑地保全地域	愛宕山県緑地保全地域	93.97	むつ市	50年 7月12日	愛宕山大権現を祭る小山で、スギ、マツ、カエデの生い茂る良好な自然環境地	
	玉松台県緑地保全地域	1.88	蓬田村	50年 7月12日	住民の憩いの場となっている丘で、草地と名松玉松等クロマツの大木の並ぶ良好な自然環境地	
	大高山県緑地保全地域	7.83	鯉ヶ沢町	50年 7月12日	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている丘で、広い草地とクロマツ林からなる良好な自然環境地	
	夜越山県緑地保全地域	99.37	平内町	50年 7月12日	町の森林公園となっている夜越山麓で、アカマツ、クロマツ林等からなる良好な自然環境地	
	天間県緑地保全地域	4.33	七戸町	50年 7月12日	町の森林公園となっている谷間地で、ミズナラ、クルミ等の天然林からなる良好な自然環境地	
	僧ヶ杜県緑地保全地域	65.54	七戸町	50年 7月12日	眺望が優れ、住民の憩いの場となっている山地で、クリ・コナラ林等からなる良好な自然環境地	
	小渡平県緑地保全地域	9.43	五戸町	50年 7月12日	町の公園となっている丘で、草地とアカマツ・シラカバ等に囲まれた良好な自然環境地	
	龍興山県緑地保全地域	17.15	八戸市	51年 3月13日	龍興山神社を祭る小山で、参道のスギ・モミの大木とミズナラ林等からなる良好な自然環境地	
	10地域 ha 302.94	愛宕県緑地保全地域	2.10	むつ市	51年 3月13日	愛宕神社を祭る岬の台地で、ブナ・ミズナラ等の天然林からなる良好な自然環境地
		南部八幡県緑地保全地域	1.34	南部町	51年 3月13日	八幡宮を祭る高台で、スギ・ケヤキ・モミ等の巨木の茂る良好な自然環境地
計	23 地域	2,639.56				

資料：県自然保護課

(令和2年3月31日現在)

地区別面積 (ha)				国有地	公有地 私有地	保全対象	保全対象の具体的内容
普通地区	特別地区						
	野生動植物 保護地区	その他の 地区	小計				
136.72	28.19 2.11	56.96	87.26	223.98		天然林 植物の自生地	ブナ林、キタゴヨウ林、アオモリマンテマ、ミズシマミミナ グサ、ツガルミセバヤ、ミチノクサイシン
—	3.81	148.76	152.57	130.47	公22.10	天然林・野生動 物の生息地	ブナ林、ヒダリマキモノアラガイ、モリアオガエル、クロサ ンショウウオ
7.92	—	4.69	4.69		私12.61	地形 植物の自生地	数カ所にキレットをもつ岩壁地形、アオモリマンテマ、イブ キジャコウソウ、アオノイワレンゲ、ニオイシダ
2.44	—	2.03	2.03		私4.47	地形	アカマツと一体になった岩壁地形
—	3.78 0.91	190.30	194.99	194.99		天然林 植物の自生地	ブナ林、イチイ、コメツツジ
—	—	3.52	3.52	3.52		特異な 自然現象地	ヒバ埋没林
—	—	225.57	225.57	225.57		天然林 植物の自生地	ブナ林、ヒバ矮形—ミズゴケ群落、ミヤマナラーアカミノイ スツゲ、ハナヒリノキ群落
—	—	271.28	271.28	271.28		天然林	ブナ林、コケモモ、コメツガ群落
—	—	141.18	141.18	141.18		天然林	ブナ林
(361.21)					私361.21		
(341.24)					私341.24		
(197.00)					公・私 197.00		
(207.00)					公・私 207.00		
(93.97)					私93.97		
(1.88)					公1.88		
(7.83)					公1.05 私6.78		
(99.37)					公99.37		
(4.33)					公4.33		
(65.54)					公65.54		
(9.43)					公9.43		
(17.15)					私17.15		
(2.10)					公2.00 私0.10		
(1.34)					公1.34		
147.08 (1,409.39)	38.8	1,044.29	1,083.09	1,190.99	1,448.57		

表 31 自然公園内での規制行為に対する許可等の推移

公園別	公園名	年度						
		25	26	27	28	29	30	R1
国定公園	下北半島	28	19	15	10	19	21	23
	津 軽	93	91	108	103	117	87	96
県立 自然公園	浅虫夏泊	4	4	2	3	3	1	2
	大鰐碓ヶ 関温泉郷	7	2	1	0	1	2	4
	名久井岳	7	4	2	0	0	0	0
	芦野 池沼群	1	2	1	2	8	4	2
	黒石 温泉郷	2	2	0	0	0	3	1
	岩木高原	0	5	3	3	5	1	1
	津軽白神	8	17	18	17	17	9	9
計		150	146	150	138	170	128	138

資料：表 31～34 県自然保護課

表 32 自然公園美化対策一覧表

委託事業		(令和元年度)	
自然公園名	委託先	委託料 (千円)	事業内容
十和田 八幡平 国立公園	一般社団法人 十和田湖 国立公園協会	877	車道及び歩道沿線、 園地等の清掃
	むつ市	797	園地等の清掃
下北半島 国定公園	東通村	368	〃
	佐井村	368	〃
	外ヶ浜町	368	園地等の清掃
津 軽 国定公園	つがる市	368	〃
	深浦町	737	〃
	弘前市	368	〃
	中泊町	368	〃
合計		4,619	

表 33 自然公園保護対策一覧表

(令和元年度)

自然公園名	事業名	事業費	事業内容
津軽国定公園	ベンセ湿原保全管理工事-1	1,800千円	ヨシの刈り払い
	ベンセ湿原保全管理工事-2	495千円	木道補修工事

表 34 世界遺産条約の概要

名 称	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約
目 的	国境を越えて世界的な価値を持っている人類共通の財産といえる貴重な自然や文化財を守るために制定された条約であり、人類の祖先が現代まで残してくれた美しい自然や文化遺産を将来の人々にも同じように残しておくとするものである。
概 要	世界の文化遺産及び自然遺産を保護するため、保護を図るべき遺産をリストアップし、締約国の拠出金から成る世界遺産基金により、各国が行う保護対策を援助する。 事務局は、国連のユネスコに置かれている。 (ユネスコ:国際連合教育科学文化機関)
経 緯	1972年11月16日、パリで開催された第17回ユネスコ総会で採択され、米国が1973年に最初に批准し、以降批准国が増加して、1978年に効力を有することとなった。 我が国は、1992年6月30日に締約国となっており、2019年7月現在の加盟国数は193か国に達している。
世界遺産の数	2019年7月現在、1121の世界遺産が登録されている。 (自然遺産213件、文化遺産869件、文化及び自然遺産の複合遺産39件)
自然遺産の定義	○無生物又は生物の生成物又は生成物群から成る特徴のある自然の地域であって、鑑賞上又は学術上顕著な普遍的価値を有するもの ○地質学的又は地形学的形成物及び脅威にさらされている動物又は植物の種の生息地又は自生地として区域が明確に定められている地域であって、学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有するもの ○自然の風景地及び区域が明確に定められている自然の地域であって、学術上、保存上又は景観上顕著な普遍的価値を有するもの
世界遺産委員会の選定基準 (白神山地は、選定基準のixに該当)	自然遺産は、定義に該当するほか、次の世界遺産委員会の選定基準(クライテリア)に該当することが必要である。 (vii)最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含すること。〔自然景観〕 (viii)生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的な又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本であること。〔地形・地質〕 (ix)陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本であること。〔生態系〕 (x)学術上又は保存上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとっても最も重要な自然の生息地を包含すること。〔生物多様性〕

表 35 鳥獣保護関係施設

(令和2年3月31日現在)

施設	目的	所在地	設置年月	規模等
鳥獣保護センター	傷病鳥獣を保護収容する。	平内町大字小湊字新道	昭和61年1月	木造モルタル平屋建 管理舎 30.24m ² 治療舎 21.60m ² 救護舎 86.40m ² 水きん類放飼場 131.22m ² 獣類放飼場 25.92m ²

資料：県自然保護課

表36 県内野生鳥獣関係天然記念物

(令和2年3月31日現在)

(国 指 定)		(令和2年3月31日現在)		
名 称	所在地又は 県内の主な生息地	指 定 年 月 日	特別天然記念物指定	
小湊のハクチョウおよびその渡来地	東津軽郡平内町青森	大正11年3月8日	昭和27年3月29日	
カモシカ	県下一円	昭和9年5月1日	昭和30年2月15日	
下北半島のサルおよびサル生息北限地	むつ市、下北郡	昭和45年11月11日		
蕪島ウミネコ繁殖地	八戸市	大正11年3月8日		
クマガエラ	県下一円	昭和40年5月12日		
イヌワシ	〃	〃		
オジロワシ	〃	昭和45年1月23日		
オオワシ	〃	〃		
コクガン	〃	昭和46年5月19日		
マガン	〃	昭和46年6月28日		
ヒシクイ	〃	〃		
ヤマネ	〃	昭和50年6月26日		

(県 指 定)

名 称	所在地又は 主な生息地	指 定 年 月 日	備 考
十三湖の白鳥	五所川原市	昭和35年3月26日	
大湊湾の白鳥	むつ市	昭和35年6月24日	
小川原湖のハクチョウ	上北郡市	昭和47年12月6日	
藤崎のハクチョウ	南津軽郡藤崎町	昭和51年1月26日	

資料：県教育庁文化財保護課

6 大気汚染

表37 大気汚染に係る環境基準

(1) 大気汚染に係る環境基準（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）、二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）及び微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準（平成21年9月9日環境省告示第33号）

物質	環境上の条件	評価方法
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	・短期的評価 測定を行った日又は時間について、測定結果を環境基準に照らして評価する。ただし、1日平均値については、1時間値の欠測が1日のうち4時間を超える場合には、評価の対象としないものとする。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	・長期的評価 年間における1日平均値について、高い方から2%の範囲内にあるものを除外して評価する。ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱いは行わないこととする。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。	年間における1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを超える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象とはしない。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	長期基準（1年平均値に関する基準）及び短期基準（1日平均値に関する基準）に対応した環境基準達成状況の評価を各々行う。ただし、年間の総有効測定日数が250日に満たない測定局については評価の対象とはしない。 ・長期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価として測定結果の1年平均値について評価する。 ・短期基準に対応した環境基準達成状況 長期的評価としての測定結果の年間98パーセントイル値を日平均値の代表値として選択し、評価する。 (注) 自動測定機を用いる場合の有効測定日数とは、1時間値の欠測が4時間以内の測定日数とする。また、24時間連続して測定するタイプの自動測定機については、1日の測定時間が延べ20時間以上存在する測定日数とする。
備考	<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。</p> <p>3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。</p> <p>4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</p>	

(2) ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成9年2月4日環境庁告示第4号）

物質	環境上の条件（告示年月日）
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4)
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4、H30.11.19一部改正)
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。(H9.2.4)
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。(H13.4.20)
備考	<p>1 この環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。</p> <p>2 ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</p>

表 38 大気汚染常時監視自動測定局一覧

(令和元年度)

区分	市町村	測定局	測定項目						
			SO ₂	NO _x	CO	O _x	SPM	HC	PM _{2.5}
一般環境大気測定局	青森市	堤小学校 ※	○	○		○	○		
		甲田小学校 ※		○			○		○
		新城中央小学校 ※					○		
		大栄小学校 ※		○			○	○	
	弘前市	第一中学校		○		○	○		
	八戸市	八戸小学校 ※	○	○		○	○	○	
		八戸特別地域気象観測所 ※	○	○			○		
		根岸小学校 ※	○	○			○		○
		桔梗野小学校 ※	○	○			○		
	黒石市	スポカルイン黒石		○			○		
	五所川原市	五所川原第三中学校		○			○		○
	十和田市	三本木中学校		○			○		
	三沢市	岡三沢町内会館		○			○		
むつ市	苦生小学校		○		○	○			
六ヶ所村	尾駁小学校	○	○		○	○	○		
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸				○				
ガ自動車排出測定局	青森市	橋本小学校 ※		○	○		○	○	
	弘前市	文京小学校		○	○		○	○	○
	八戸市	六日町 ※		○	○		○	○	○

(注) 1 SO₂: 二酸化硫黄、NO_x: 窒素酸化物、CO: 一酸化炭素、O_x: 光化学オキシダント、SPM: 浮遊粒子状物質、HC: 炭化水素、PM_{2.5} 微粒子状物質
 2 ※青森市内に設置の一般環境大気測定局 4 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の計 5 局については、青森市が測定実施。大栄小学校局は、平成 28 年 4 月に自動車排出ガス測定局から一般環境大気測定局に変更。
 3 ※八戸市内に設置の一般環境大気測定局 4 局及び自動車排出ガス測定局 1 局の計 5 局については、八戸市が測定実施。
 資料: 県環境保全課

表 39 二酸化硫黄測定結果

(令和元年度)

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1最高間値の	2日%平均除外値の	日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数	環境基準適合状況
					(時間)	(%)	(日)	(%)					
青森市	堤小学校	366	8,691	0.001	0	0	0	0	0.019	0.002	○	0	○
八戸市	八戸小学校	365	8,712	0.001	0	0	0	0	0.050	0.006	○	0	○
	八戸特別地域気象観測所	365	8,719	0.001	0	0	0	0	0.026	0.005	○	0	○
	根岸小学校	365	8,715	0.002	0	0	0	0	0.036	0.006	○	0	○
	桔梗野小学校	365	8,731	0.001	0	0	0	0	0.024	0.003	○	0	○
六ヶ所村	尾駁小学校	364	8,698	0.000	0	0	0	0	0.004	0.001	○	0	○

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が0.04ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち0.04ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。

資料: 県環境保全課

表40 窒素酸化物測定結果

(令和元年度)

測定局区分	市町村	測定局	一酸化窒素 (NO)				二酸化窒素 (NO ₂)				窒素酸化物 (NO+NO ₂)				年平均値 (NO _x +NO ₂) (%)					
			有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)	1時最高値の (ppm)	1時間値が0.1ppm以上0.2ppm以下を超過した時間数とその割合 (%)	1時間値が0.06ppmを超過した日数とその割合 (%)	日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下を超過した日数とその割合 (%)	年平均98%値の (ppm)	98%値評価による日平均値が0.06ppmを超過した日数	有効測定日数 (日)	測定時間 (時間)	年平均値 (ppm)		1時最高値の (ppm)	年間98%値の (ppm)			
一級	青森市	堤小学校	361	8,578	0.001	0.118	0	0	0	0	0	0	0.018	0	361	8,578	0.008	0.174	0.029	80.8
			361	8,586	0.002	0.084	0	0	0	0	0	0	0.016	0	361	8,586	0.008	0.133	0.027	80.1
二級	弘前市	大栄小学校	364	8,636	0.001	0.030	0	0	0	0	0	0	0.009	0	364	8,636	0.004	0.051	0.012	77.0
			364	8,698	0.002	0.098	0	0	0	0	0	0	0.020	0	364	8,698	0.008	0.140	0.027	81.1
三級	八戸市	八戸小学校	365	8,673	0.002	0.101	0	0	0	0	0	0	0.016	0	365	8,673	0.009	0.129	0.024	79.2
			365	8,716	0.002	0.206	0	0	0	0	0	0	0.018	0	365	8,716	0.010	0.265	0.027	76.0
四級	八戸市	根岸小学校	364	8,678	0.002	0.089	0	0	0	0	0	0	0.017	0	364	8,678	0.009	0.139	0.026	75.9
			351	8,507	0.002	0.057	0	0	0	0	0	0	0.009	0	351	8,507	0.006	0.093	0.014	72.6
五級	黒石市	スボカルイン黒石	362	8,654	0.001	0.042	0	0	0	0	0	0	0.010	0	362	8,654	0.005	0.070	0.013	85.9
			364	8,707	0.000	0.010	0	0	0	0	0	0	0.008	0	364	8,707	0.003	0.033	0.009	96.3
六級	五所川原市	三本中学校	364	8,716	0.001	0.040	0	0	0	0	0	0	0.010	0	364	8,716	0.005	0.072	0.013	82.4
			344	8,230	0.000	0.049	0	0	0	0	0	0	0.010	0	344	8,230	0.005	0.088	0.012	89.4
七級	三沢市	岡三沢町内会館	344	8,230	0.000	0.041	0	0	0	0	0	0	0.010	0	344	8,230	0.005	0.105	0.017	80.1
			365	8,712	0.001	0.067	0	0	0	0	0	0	0.011	0	365	8,712	0.005	0.066	0.009	88.0
八級	むつ市	若生小学校	365	8,712	0.001	0.078	0	0	0	0	0	0	0.016	0	364	8,701	0.009	0.123	0.025	67.9
			292	7,044	0.000	0.044	0	0	0	0	0	0	0.007	0	292	7,044	0.003	0.066	0.009	88.0
九級	尾駮町	尾駮小学校	292	7,044	0.000	0.044	0	0	0	0	0	0	0.007	0	263	6,232	0.022	0.231	0.044	59.2
			263	6,232	0.009	0.165	0	0	1	0.4	0.026	0	0.016	0	364	8,701	0.009	0.123	0.025	67.9
十級	青森市	橋本小学校	263	6,232	0.003	0.078	0	0	0	0	0	0	0.016	0	364	8,701	0.009	0.123	0.025	67.9
			364	8,701	0.003	0.078	0	0	0	0	0	0	0.016	0	364	8,701	0.009	0.123	0.025	67.9
十一級	弘前市	文京小学校	364	8,701	0.003	0.078	0	0	0	0	0	0	0.016	0	364	8,701	0.009	0.123	0.025	67.9
			362	8,687	0.012	0.304	2	0	1	0.3	0.028	0	0.028	0	362	8,687	0.025	0.468	0.053	52.7

(注) 「98%値評価による日平均値0.06ppmを超過した日数」とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあって、かつ、0.06ppmを超過したものの日数である。

資料：県環境保全課

表 41 光化学オキシダント測定結果

(令和元年度)

市町村	測定局	昼間測定日数	昼間測定時間	昼間の1時間値の年平均値	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数と時間数		昼間の1時間値が0.12ppm以上の日数と時間数		昼間の1時間値の最高値	昼間の日最高値の1時間値の年平均値
		(日)	(時間)	(ppm)	(日)	(時間)	(日)	(時間)	(ppm)	(ppm)
青森市	堤小学校	366	5,443	0.033	25	181	0	0	0.112	0.041
弘前市	第一中学校	366	5,433	0.034	24	157	0	0	0.101	0.042
八戸市	八戸小学校	348	5,157	0.029	12	78	0	0	0.100	0.038
むつ市	苫生小学校	327	4,847	0.035	22	137	0	0	0.103	0.042
六ヶ所村	尾駸小学校	363	5,401	0.036	18	106	0	0	0.101	0.042
鱒ヶ沢町	鱒ヶ沢町舞戸	295	4,370	0.031	1	4	0	0	0.063	0.038

(注) 昼間とは5時から20時までの時間をいう。

資料：県環境保全課

表 42 一酸化炭素測定結果

(令和元年度)

市町村	測定局	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値10ppmを超えた日数
					(回)	(%)	(日)	(%)				
青森市	橋本小学校	362	8,701	0.3	0	0	0	0	1.6	0.6	○	0
弘前市	文京小学校	363	8,673	0.1	0	0	0	0	1.7	0.3	○	0
八戸市	六日町	361	8,650	0.4	0	0	0	0	5.3	0.7	○	0

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲の日平均値を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。

ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延日数のうち、2%除外該当に入っている日数分については除外しない。

資料：県環境保全課